懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　井出　隆雄
　登録番号　13083
　事 務 所　東京都文京区目白台３－４－７
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年５月10日

平成 28 年５月 16 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　林　　勝彦
　登録番号　15376
　事 務 所　東京都立川市錦町１―17―５
　　三多摩法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年５月10日

平成 28 年５月 16 日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年５月10日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年５月 31 日
　兵庫県三木市加佐237
　　播州金物厚生年金基金
　　代表清算人　平野　　稔

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年５月10日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　平野　　稔
２．住所　兵庫県三木市加佐237

平成 28 年５月 31 日
　　播州金物厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年５月18日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年５月 31 日
　奈良県奈良市高天町５番地の１
　　奈良県建設業厚生年金基金
　　代表清算人　有井　邦夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年５月18日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　有井　邦夫
２．住所　奈良県奈良市西大寺栄町３－７

平成 28 年５月 31 日
　　奈良県建設業厚生年金基金

熊本県における個人型年金加入者掛金の納付の特例

平成 28 年５月 18 日　　国民年金基金連合会

個人型年金規約第87条の２及び第87条の３の規定に基づき、熊本県における個人型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

一　個人型年金規約第87条の２第１項又は第87条の３第１項の規定により、個人型年金規約第76条第１項又は第79条第１項の規定により定められた期日に国民年金基金連合会に納付することが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。

イ　熊本県に住所を有する個人型年金加入者（個人型年金規約第79条の規定により事業主を介して掛金を納付する者を除く。）が個人型年金規約第76条第１項の規定により次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金（同項の規定により平成28年３月28日までに納付するものとされた個人型年金加入者掛金を除く。）

ロ　熊本県に住所を有する個人型年金加入者（個人型年金規約第79条の規定により事業主を介して掛金を納付する者に限る。）が個人型年金規約第79条第１項の規定により次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金（同項の規定により平成28年３月28日までに納付するものとされた個人型年金加入者掛金を除く。）

二　前号に掲げるものに係る個人型年金規約第87条の２第２項及び第87条の３第２項に規定する国民年金基金連合会が定める日は、別途公告で定める。

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成 28 年５月 13 日　　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

目次中「第87条」を「第87条の３」に改める。

第76条中「納付する者を除く。」の下に「以下この条及び第87条の２において同じ。」を加える。

第87条の次に次の２条を加える。

（災害等による掛金の納付の特例）

第87条の２　災害その他やむを得ない理由により加入者が第76条第１項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定する掛金については、加入者は、連合会に申し出て当該掛金の納付を停止することができる。

２　前項の規定により納付を停止した掛金については、加入者は、同項の理由のやんだ日から２月以内において連合会が定める日までに連合会に申し出て口座振替により納付することができるものとし、第76条第２項及び第４項の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第87条の２第２項」と、同条第４項中「第１項」とあるのは「第87条の２第２項」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定による申出は、申出を行う加入者の氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

第87条の３　災害その他やむを得ない理由により第２号加入者が事業主払込を行う場合であって当該加入者を使用する事業主が第79条第１項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定する掛金については、当該加入者は、連合会に申し出て当該掛金の納付を停止することができる。

２　前項の規定により納付を停止した掛金については、第２号加入者は、同項の理由のやんだ日から２月以内において連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

３　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者の氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

附　則

1　この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行し、平成28年４月26日から適用する。

2　この規約による変更後の第87条の２（第１項を除く。）又は第87条の３（第１項を除く。）の規定は、第76条第１項又は第79条第１項の規定によりこの規約の施行の日の属する月の26日又は当該月の前月26日に納付するものとされていた掛金のうち口座振替により納付されなかったものを第87条の２第１項又は第87条の３第１項の規定により納付を停止した掛金とみなして適用する。